

令和3年安曇野市議会 9月定例会 提案説明書

## 目次

報告第24号 .....	1
報告第25号 .....	2
報告第26号 .....	3
報告第27号 .....	4
報告第28号 .....	4
報告第29号 .....	5
報告第30号 .....	6
議案第65号 .....	7
議案第66号 .....	8
議案第67号 .....	9
議案第68号 .....	10
議案第69号 .....	11
議案第70号 .....	12
議案第71号 .....	18
議案第72号 .....	19
議案第73号 .....	20
議案第74号 .....	22
議案第75号 .....	23
議案第76号 .....	24
議案第77号 .....	26
議案第78号 .....	32
議案第79号 .....	35
議案第80号 .....	37
議案第81号 .....	40
議案第82号 .....	41
議案第83号 .....	42
議案第84号 .....	43
議案第85号 .....	44
議案第86号 .....	45
議案第87号 .....	46
議案第88号 .....	47
議案第89号 .....	49
議案第90号 .....	51
議案第91号 .....	51

## 報告第 24 号

### 地方自治法第 180 条の規定による専決処分の報告について

本日提出、市長名でございます。

別紙をお願いいたします。

#### 専決処分書

安曇野市三郷小倉 4330 番先 市道三郷 2 級 12 号線における事故に係る損害賠償について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 7 月 2 日付けです。

#### 1 和解の相手方

市内在住者であります。

#### 2 事故の概要

令和 3 年 6 月 1 日、損害賠償請求者が運転する軽自動車は、市道中央部にあった基準点マンホールを通過したところ、何らかの原因でマンホールの蓋が持ち上がり、その角部に右後輪を接触させタイヤがパンクし、ホイールを損傷したものです。

#### 3 和解の内容

本事故の原因は、道路管理者の安全管理不備によるため安曇野市の過失を 100% とし、安曇野市は損害賠償請求者に対し、損害の解決金として 39,380 円を賠償するものとします。

なお、本件示談に関し、安曇野市と損害賠償請求者との間には、損害賠償金以外一切の債権債務がないことを相互に確認しましたので報告するものです。

以上でございます。

## 報告第 25 号

地方自治法第 180 条の規定による専決処分の報告について説明いたします。

本日提出、市長名でございます。

別紙をお願いいたします。

### 専決処分書

安曇野市穂高 4509 番地 9 先における事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。  
令和 3 年 7 月 28 日付け、市長名であります。

1 和解及び損害賠償の相手方は安曇野市内在住者であります。

#### 2 事故の概要

令和3年5月21日、安曇野市穂高の県道を公用車が走行中、信号の確認を怠り、赤信号のところを交差点内に進入し、国道を直進していた車両に衝突した事故により、衝突の反動で路外に逸脱した車両が相手方所有のコンクリート塀に接触したことによる物損事故です。

#### 3 和解の内容

本件事故の原因は当市運転手の不注意であり、安曇野市の過失100%とする。  
よって、安曇野市は上記 1 の相手方に対し、損害賠償金として51,400円を支払う。  
なお、本件事故に関し、安曇野市及び相手方との間には、損害賠償金以外に何らの債権債務がないことを相互に確認しましたので、報告するものです。

報告第 26 号

令和 2 年度決算に基づく安曇野市健全化判断比率について

本件について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

本日提出 市長名 であります。

健全化判断比率の各算定数値でございますが、実質赤字比率、連結実質赤字比率は決算がともに黒字であるため算定されておられません。

また、実質公債費比率は 9.5%、将来負担比率は 4.2%であります。実質公債費比率は昨年度と同率、また将来負担比率は昨年度 10.4%でしたので、6.2 ポイントの改善となりました。

なお、安曇野市における早期健全化基準につきましては、ここにある表の括弧内の数字となりますが、実質赤字比率が 11.97%、連結実質赤字比率が 16.97%、実質公債費比率が 25.0%、将来負担比率が 350%であります。

以上であります。

## 報告第 27 号

令和 2 年度決算に基づく安曇野市産業団地造成事業特別会計資金不足比率についてご説明申し上げます。

本件について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて、次のとおり報告する。

本日提出、市長名でございます。

資金不足比率は算定されませんでした。

以上であります。

## 報告第 28 号

令和 2 年度決算に基づく安曇野市有明荘特別会計資金不足比率についてご説明申し上げます。

本件について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて、次のとおり報告する。

本日提出、市長名でございます。

資金不足比率は算定されませんでした。

以上であります。

## 報告第 29 号

令和 2 年度決算に基づく安曇野市水道事業会計、安曇野市下水道事業会計資金不足比率について ご説明いたします。

本件について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

本日提出 市長名でございます。

資金不足比率は、安曇野市水道事業会計、安曇野市下水道事業会計ともに、算定されませんでした。

なお、表中の備考欄の数値は事業規模（損益計算書 P4 より：営業収益－受託工事収益）でございます。

資金不足比率は、手持ち資金の状況を確認するものであります。

比率の計算でございますが、各事業決算書の貸借対照表から算定するものであります。水道事業の場合は、流動負債合計から、流動負債の企業債を控除した残りの額と、流動資産合計額を比較しますと、流動資産の方が多ことから、資金不足は生じておらず、比率は算定されなかったものでございます。

また、下水道事業会計についても、同様の計算を行いますと、流動資産が多ことから、資金不足は生じていないものでございます。

報告第 30 号

令和 2 年度安曇野市水道事業会計継続費の精算について、ご説明いたします。

本件について、令和 2 年度に継続年度が終了したため、地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 18 条の 2 第 2 項の規定により、別紙のとおり報告する。

本日提出 市長名でございます。

次のページの表をお願いいたします。

1 款 1 項 事業名 豊科・明科地域整備事業について全体計画の年割額の最下段の計 17 億 3 千 3 3 2 万 7 千円に対し、中央の実績、支払義務発生額は計 1 億 7 千 6 3 1 万 6, 8 9 2 円で年割額と支払義務発生額との差は 5 千 7 0 1 万 1 0 8 円となりました。

差額の主な発生理由につきましては、事業の中で明科第 2 水源地改修工事を実施しましたが、当施設は松糸道路の移転補償になる可能性があったため、当初の計画を見直し、最低限の改修にしたことによるものです。



## 議案第 65 号

「安曇野市手数料条例の一部を改正する条例」について、ご説明いたします。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、個人番号カードの発行の主体が市町村長から地方公共団体情報システム機構に変更されるため、交付に係る手数料を定めた項を削除するもの、あわせて、字句等の修正を行うものでございます。

改正の内容です。

別表第 9 項に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に関する事務として、法第 17 条の規定に基づく個人番号カードの再交付、金額、1 件につき 800 円とありましたが、これを削除し、第 10 項を第 9 項とし、第 11 項から第 15 項までの項を 1 項ずつ繰り上げます。

また、第 6 条第 1 項第 5 号中、別表第 3 項・第 4 項・第 5 項・第 7 項中の字句の修正を行います。

附則ですが、法律の施行にあわせて、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

本日提出、市長名でございます。

議案第 66 号

安曇野市穂高農村景観活用交流施設条例を廃止する条例

安曇野市穂高農村景観活用交流施設条例（平成 17 年安曇野市条例 170 号）は廃止する。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

本日提出 市長名です。

当条例の廃止は、公共施設再配置計画に伴う地区集会施設の貸与を前提とし、公の施設を普通財産とするものです。

当条例の穂高農村景観活用交流施設は、美しい村づくりモデル地区整備事業により設置した市の施設ですが、実質的には矢原区の集会施設であり、今後も地元で使用の要望があることから、区に貸与するべく協議をしまりました。

条例の廃止の効力が発生する期日となる施行日は、貸与の開始日となる令和 4 年 4 月 1 日としています。

以上です。

## 議案第 67 号

安曇野市三郷総合営農センター条例を廃止する条例

安曇野市三郷総合営農センター条例(平成 17 年安曇野市条例 175 号)は廃止する。

附 則

この条例は、令和 4 年 2 月 1 日から施行する。

本日提出 市長名です。

当条例の廃止は、公共施設再配置計画に伴う地区集会施設の譲与を前提とし、公の施設を普通財産とするものです。

当条例の三郷総合営農センターは、経営基盤確立農業構造改善事業により設置した市の施設ですが、実質的には中萱区の集会施設であるため、区に移管するべく協議してまいりました。

当施設の整備費に関し、区で一定の負担を行っていることから、移管については無償での譲与を予定しております。

当条例の廃止が議決された後、移管に向けた準備を詰め、12 月議会において市有財産処分の議案提出を予定していますが、この財産処分の議決を受けて、初めて移管が実現しますので、当条例の廃止の効力が発生する期日となる施行日を令和 4 年 2 月 1 日としています。

以上です。

## 議案第 68 号

「安曇野市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明いたします。

本改正案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき令和4年4月より設置する学校運営協議会の委員報酬を定めるものであります。

学校運営協議会とは、安曇野市コミュニティスクール事業において、従来まで、中学校区ごとに実施してきた地域教育協議会をさらに充実させるもので、本協議会を小中学校ごとに設置して、校長の作成した学校運営の基本方針を決定したり、学校運営等について意見を述べることで地域の声を反映していくための仕組みです。

学校運営協議会の委員は、非常勤の特別職の公務員となるため、報酬額を明確化させるため条例の改正を行うものです。

改正の内容でございます。

安曇野市特別職の職員の給与等に関する条例の別表第2に「学校運営協議会委員」を加えます。

### 附 則

この条例は、令和4年4月1日より施行する。

本日提出市長名であります。

議案第 69 号

「安曇野市公民館条例の一部を改正する条例」について、ご説明いたします。

本改正案は、豊科公民館ホールに、新たにプロジェクターを備品として供用するため、当該備品の使用料を定めるものであります。

改正の内容でございます。

安曇野市公民館条例の別表第 2 に、プロジェクターを加えます。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

本日提出 市長名であります。

以上です。

## 議案第 70 号

令和 3 年度 安曇野市一般会計補正予算（第 4 号）についてご説明いたします。

### （補正予算の要旨）

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対策など、速やかに実施が必要となる事業や、現時点での予算執行状況を的確に分析し、令和 3 年度の後期に必要な経費を積算した上で、予算の過不足が生じることが予測される経費等について、補正予算を編成するものであります。

それでは議案書によりご説明いたします。

### （提出議案の説明）

令和 3 年度 安曇野市の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

#### （歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 11 億 9,700 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 431 億 9,000 万円とする。

2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

〔 款及び主な項の金額や、主な増減要素に〕つきましては、後ほど 2 ページからの第 1 表に沿ってご説明いたします。

#### （債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加、変更は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

〔 今回の補正では、債務負担行為の追加〕 変更をするものでありますが、後ほど 5 ページの第 2 表でご説明いたします。

#### （地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更、廃止は、「第 3 表 地方債補正」による。

〔 今回の補正では、地方債の変更及び廃止を〕するものでありますが、後ほど 6 ページの第 3 表でご説明いたします。

本日提出 市長名であります。

[説明事項]

それでは、2ページをお願いします。予算額の増減につきましてその主な内容を第1表 歳入歳出予算補正でご説明いたします。

事項別明細書は予算説明書の12ページからであります。

それでは、まず歳入であります。

10 款 地方特例交付金 1 項 地方特例交付金は、196 万 9 千円の減額であります。

「個人住民税減収補填特例交付金」、「自動車税減収補填特例交付金」、「軽自動車税減収補填特例交付金」の交付額決定によるものであります。

11 款 地方交付税 1 項 地方交付税は、14 億 9,420 万 3 千円の増額であります。

「普通交付税」の交付額決定によるものであります。

13 款 分担金及び負担金 2 項 負担金は、7 千円の増額であります。

「突発長時間保育料滞納繰越金」によるものであります。

14 款 使用料及び手数料 1 項 使用料は、135 万 6 千円の減額であります。

本庁舎内の自動販売機設置使用料の契約額が確定したことによる「公共施設目的の外使用料（本庁舎）」（△197 万円）の減額などが主なものであります。

15 款 国庫支出金 は、4,757 万 2 千円の増額であります。

主な項目としては、

2 項 国庫補助金で、4,618 万 1 千円の増額であります。

(事項別明細書は、予算説明書の 14 ページからとなります。)

追加交付による「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」(343 万 5 千円) の増額や、「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金」(4,233 万 4 千円) の増額などが主なものであります。

16 款 県支出金 は、1,007 万 9 千円の増額であります。

主な項目としては、

3 項 県委託金で、822 万 3 千円の増額であります。

(事項別明細書は、予算説明書の 16 ページからとなります。)

新型コロナウイルス感染症に係る外来・検査センターの設置期間を、9 月末から来年 3 月末まで延長することに伴う「長野県新型コロナウイルス感染症外来・検査センター事業実施業務委託金」(806 万 5 千円) の増額などが主なものであります。

17 款 財産収入 1 項 財産運用収入は、17 万 4 千円の増額であります。

4 月 1 日から 5 月 28 日までの間に実施した、繰替運用（22 億円）の利子として「財政調整基金利子」の増額であります。

18 款 寄附金 1 項 寄附金は、3 億 358 万 8 千円の増額であります。

4 月から 6 月末までの全 5 件分となる「指定寄附金」（358 万 8 千円）の増額、また寄附額の増加見込みによる「ふるさと寄附金」（3 億円）の増額であります。

19 款 繰入金 2 項 基金繰入金は、9 億 1,768 万 3 千円の減額であります。

財源調整による「公共施設整備基金繰入金」（△7 億 4,000 万円）の減額や、「減債基金繰入金」（△1 億円）の減額などが主なものであります。

（事項別明細書は予算書説明書の 18 ページからとなります。）

20 款 繰越金 1 項 繰越金は、7 億 7,010 万 4 千円の増額であります。

前年度決算に伴う余剰金の計上であります。

21 款 諸収入 5 項 雑入は、108 万 5 千円の増額であります。

三郷西部認定こども園建設事業で使用する市有林の売払い収入として「林業費雑入」（245 万円）の増額などが主なものであります。

22 款 市債 1 項 市債は、5 億 880 万 4 千円の減額であります。

将来負担となる地方債発行残高を抑えるため、総務債に係る「借換債」（5 億 5,640 万円）の減額などが主なものであります。

以上が歳入の概要であります。

つづきまして、3 ページをお願いします。歳出であります。

主なものに限り説明します。

（事項別明細書は予算説明書の 20 ページからであります。）

2 款 総務費 は、10 億 5,211 万 3 千円の増額であります。

主な項目としては、

1 項 総務管理費で、10 億 5,378 万 7 千円の増額であります。

ふるさと寄附金の増加見込に伴う返礼品費の追加などによる「寄附採納事務」（4 億 2,549 万 2 千円）の増額や、地方財政法第 7 条に基づく「財政調整基金」への積立て（4 億 2,000 万円）、及び財源調整による「減債基金」への積立て（2 億円）などによる「基金積立金」（6 億 2,017 万 5 千円）の増額などが主なものであります。



(事項別明細書は予算説明書の 28 ページからとなります。)

3 款 民生費 は、1,223 万 6 千円の増額であります。

主な項目としては、

1 項 社会福祉費で、1,098 万 8 千円の増額であります。

(事項別明細書は予算説明書の 30 ページからとなります。)

明科総合福祉センターの施設改修工事などによる「老人福祉施設管理事業」(974 万 3 千円) の増額などが主なものであります。

(事項別明細書は予算説明書の 36 ページからとなります。)

4 款 衛生費 は、7,034 万 3 千円の増額であります。

主な項目としては、

1 項 保健衛生費で、6,904 万 3 千円の増額であります。

新型コロナウイルス外来・検査センターの設置期間が、来年 3 月末まで延長することに伴う「保健衛生総務費」(2,144 万 7 千円) の増額や、

(事項別明細書は予算説明書の 38 ページからとなります。)

新型コロナウイルスワクチン接種に係るコールセンター人員の増や集団接種会場の体制整備などによる「ワクチン予防接種事業」(4,233 万 9 千円) の増額などが主なものであります。

(事項別明細書は予算説明書の 42 ページからとなります。)

6 款 農林水産業費 は、2,932 万 9 千円の増額であります。

主な項目としては、

2 項 林業費で、2,650 万 8 千円の増額であります。

(事項別明細書は予算説明書の 44 ページからとなります。)

三郷西部認定こども園建設事業で使用する市有林の伐採、搬出等に係る委託料として「市有林の造成及び管理」(1,565 万 6 千円) の増額などが主なものであります。

(事項別明細書は予算説明書の 48 ページからとなります。)

7 款 商工費 1 項 商工費は、3,750 万円の増額であります。

市制度資金メニューの内、新型コロナ対策特別資金の適用期限を 9 月末から 12 月末までの 3 カ月間、延長をしたことにより必要となる保証料補給金の増額分として「市制度資金貸付事業」(1,500 万円) の増額や、新型コロナウイルスワクチン接種後における経済活動の回復を見込み、県のコロナ対策認証取得店舗の情報発信支援や友好都市での物産販売支援などによる販売促進経費として「新型コロナウイルス感染症対策事業」(524 万 5 千円) の増額、また、信州まつもと空港の神戸便複便化に伴い、福岡便や札幌便を合せた観光誘客増進のため、「地域応援タクシー券」や、市内宿泊施設で利用できる「地域応援宿泊券」、また、市内店舗等で利用できる「地域応援クーポン券」の発行経費として「新型コロナウイルス感染症対策宿泊施設関連支援事業」(530 万円) の増額などが主なものであります。

(事項別明細書は予算説明書の 52 ページからとなります。)

8 款 土木費 は、2,080 万円の減額であります。

主な項目としては、

4 項 都市計画費で、230 万円の減額であります。

(事項別明細書は予算説明書の 54 ページからとなります。)

新型コロナウイルス感染症の影響により、「信州安曇野 花とみどりのシンポジウム」開催中止による「都市公園等維持管理事業」(△250 万円)の減額などが主なものであります。

(事項別明細書は予算説明書の 56 ページからとなります。)

9 款 消防費 1 項 消防費は、519 万 7 千円の減額であります。

新型コロナウイルス感染拡大に伴うポンプ操法大会中止による実施経費の減として「非常備消防費」(△111 万 1 千円)の減額などが主なものであります。

(事項別明細書は 58 ページからとなります。)

10 款 教育費 は、2,147 万 6 千円の増額であります。

主な項目としては、

1 項 教育総務費で、1,918 万 4 千円の増額であります。

指定寄附による入学準備金貸付基金への積立や学校の安全施設修繕など「事務局費」(1,008 万円)の増額、また、新型コロナウイルス感染症対策として、小中学校の旅行行事等で利用するバスについて、「密」を避ける必要性から台数増台に伴う経費として「学校バス運行事業」(115 万円)の増額などが主なものであります。

つづきまして、4 ページとなります。

(事項別明細書は予算説明書の 68 ページからとなります。)

12 款 公債費 1 項 公債費は、借換債の取止めによる財源変更を行うものであります。

以上が歳出の概要であります。

つづきまして、一般会計全体における職員給与関係の補正内容についてご説明します。

予算書 70 ページの給与費明細書をご覧ください。

まず、特別職については、固定資産評価審査委員会の開催回数の増により、報酬(5 万 7 千円)の増額となります。

つづいて一般職ですが、4 月 1 日の人事異動による確定などが、主な補正内容であります。

補正額は、報酬が 591 万 6 千円の増額、  
給料が 3,580 万円の減額  
職員手当が 3,499 万 5 千円の増額  
共済費が 630 万円の増額であります。  
合計では、1,141 万 1 千円の増額であります。

それでは、議案の 5 ページの第 2 表をご覧ください。  
債務負担行為補正であります。  
3 件の追加と 1 件の変更を設定するものであります。

追加分については、一般廃棄物処理業の許可処分取消し訴訟に係るもの 1 件と、  
企業助成に係る補助金交付に関するものとして、「地域経済牽引企業工場用地取得  
事業（令和 3 年度第 2 期追加分）」など 2 件の設定を補正するものであります。

また、変更については、令和 3 年度当初予算でお認め頂いた「証明書コンビニ交  
付システム保守業務」の 1 件であり、システム保守料金体系の変更に伴う限度額の  
増額補正であります。

債務負担行為補正は、以上の 4 件となります。

続きまして、6 ページの第 3 表をご覧ください。地方債補正であります。

まず変更ですが、臨時財政対策債など 2 件について、市債の借入れ限度額の変更  
を補正するものであります。

続いて廃止ですが、借換債（総務債）の取止めによる 1 件を補正するものであり  
ます。

以上により、市債の補正額は 5 億 880 万 4 千円の減額となり、  
補正後の発行予定額は 33 億 5,299 万 6 千円となります。

説明は以上であります。

## 議案第71号

令和3年度 安曇野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

令和3年度 安曇野市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,556万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ100億6,181万5千円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

本日提出 市長名であります。

## 議案書の2ページ

第1表 歳入歳出予算補正の、歳入からご説明いたします。

（事項別明細書は、10ページからとなります。）

4款 県支出金 1項の県補助金は、64万1千円の増で、歳出の4款 保健事業費の増額補正分と同額を、交付金として受けるものでございます。

7款 1項の繰越金は、7,492万6千円の増で、令和2年度決算による前年度繰越金であります。

続きまして 議案書の3ページ、歳出であります。

（事項別明細書は、12ページからとなります。）

4款 保健事業費 2項 特定健康診査等事業費は、64万1千円の増で、特定健診受診後に保健指導を行う保健師等への謝礼の増額であります。

5款 1項の 積立金は、基金への積立金で、3,800万円の増であります。前年度繰越額の1/2以上を基金に積み立てるもので、現行予算との差額でございます。（前年度繰越金7,892万6千円）

8款 1項の予備費は、3,692万6千円の増額で、歳入歳出の予算調整によるものです。

議案第71号は、以上であります。

## 議案第 72 号

令和 3 年度 安曇野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、ご説明申し上げます。

令和 3 年度 安曇野市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,557 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 13 億 2,694 万 4 千円とする。

2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

本日提出 市長名であります。

議案書の 2 ページ

第 1 表 歳入歳出予算補正の、歳入から説明いたします。

（事項別明細書は、10 ページからとなります。）

4 款 1 項の 繰越金は、2,557 万円の増額であります。

出納整理期間中に収納した保険料は繰り越し、本年度の歳出予算から納付金として支払うこととなりますので、計上をするものであります。

続きまして 議案書の 3 ページ、歳出であります。

（事項別明細書は、12 ページからとなります。）

2 款 1 項の 後期高齢者医療広域連合納付金は、2,557 万円の増で、歳入で繰越金として見込んだ保険料を、広域連合へ納付するための増額であります。

議案第72号は、以上であります。

## 議案第 73 号

令和 3 年度 安曇野市介護保険特別会計 補正予算（第 1 号）についてご説明いたします。

令和 3 年度安曇野市の介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 4,859 万 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 101 億 5,708 万 4 千円とする。

2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

本日提出 市長名であります。

議案書の 2 ページ、第 1 表 歳入歳出予算補正の 歳入からご説明いたします。

（事項別明細書は 10 ページからとなります。）

5 款 県支出金 1 項 県負担金 840 万 2 千円の増額で、介護給付費負担金の前年度精算による過年度分の追加交付であります。

6 款 サービス収入 1 項 介護予防給付費収入は 78 万 3 千円の増額で、介護報酬改定に伴い、介護予防サービス計画費収入の増額を見込むものでございます。

8 款 繰入金 補正額は 697 万 6 千円の減額であります。

1 項 一般会計繰入金 75 万 4 千円の増額で、令和 2 年度決算に伴う減額と、令和 2 年度低所得者保険料軽減負担金の精算による増額であります。

2 項 基金繰入金は 773 万円の減額で、県等からの過年度分の負担金等の追加交付、令和 2 年度低所得者保険料軽減負担金の精算等により、基金の繰入金を減額するものであります。

9 款 繰越金 1 項 繰越金は、1 億 4,638 万 2 千円の増額で、令和 2 年度決算による前年度の繰越金であります。

続きまして 3 ページの歳出となります。

（事項別明細書は 12 ページからとなります。）

2 款 保険給付費 1 項 介護サービス等諸費は、前年度の介護給付費負担金、交付金等の精算金確定による財源振替であります。

3款 地域支援事業 は209万3千円の増額です。

2項 包括的支援事業・任意事業は172万1千円の増額で、協議会の統合により、地域包括支援センター運営協議会の委員報償を、介護保険等運営協議会の委員報酬とする他、地域包括支援センター職員の異動等に伴う人件費の増額を行うものです。

4項 その他諸費は 37万2千円の増額で、高額合算相当事業の支給額の増加により補正するものです。

(事項別明細書は14ページとなります。)

4款 介護サービス事業費 1項 介護予防支援事業は78万3千円の増額で、介護報酬改定に伴い、介護予防サービス計画費の単価変更により委託料を増額するものです。

5款 基金積立金 1項 基金積立金は1億2,610万円の増額で、令和2年度決算に伴う剰余金を基金に積み立てるものでございます。

7款 諸支出金 1項 償還金及び還付加算金は、1,961万5千円の増額で、主に令和2年度の介護給付費と地域支援事業等の国庫負担金の精算による返還金、を補正するものであります。

議案第71号から73号は以上でございます。

## 議案第 74 号

令和 3 年度 安曇野市産業団地造成事業特別会計補正予算（第 2 号）について、ご説明を申し上げます。

令和 3 年度 安曇野市の産業団地造成事業特別会計補正予算第 2 号は、次に定めるところによる。

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8 5 万 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 1 億 3, 7 9 1 万 6 千円とする。

2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表 歳入歳出予算補正による。

本日提出、市長名でございます。

議案書の 2 ページ、第 1 表 歳入歳出予算補正の歳入から説明致します。

2 款 繰入金 1 項 他会計繰入金 7 7 万 7 千円の増額、3 款 繰越金 7 万 9 千円の増額となります。

続きまして議案書 3 ページ歳出であります。

1 款 産業団地事業費 1 項 産業団地事業費 8 5 万 6 千円の増額で、主な内容は、あづみ野産業団地拡張事業 関連対策工事に伴う工事請負費の増額となります。

説明は以上であります。



議案第 75 号

令和 3 年度 安曇野市有明荘特別会計補正予算（第 1 号）について、ご説明を申し上げます。

令和 3 年度 安曇野市の有明荘特別会計補正予算第 1 号は、次に定めるところによる。

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表 歳入歳出予算補正による。

本日提出、市長名でございます。

議案書の 2 ページ、第 1 表 歳入歳出予算補正の歳入であります。

令和 2 年度決算により繰越金が確定したことから、3 款 繰越金が 4 千円の増額となり、1 款の一般会計からの繰入金を 4 千円減額とするものです。

したがいまして、歳入歳出予算額の増減はございません。

説明は以上であります。

議案第76号

令和3年度 安曇野市水道事業会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

第1条 令和3年度安曇野市水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条 令和3年度安曇野市水道事業会計予算第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(4) 主な建設改良事業

既存管路布設替工事 既決予定量 1億9,140万円

補正予定量 3,180万円

計 2億2,320万円

第3条 予算第4条本文括弧書中「不足する額11億6,774万円は、過年度分損益勘定留保資金7億6,599万6千円、建設改良積立金3億5,000万円および、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,174万4千円で補填する」を「不足する額12億1,774万円は過年度分損益勘定留保資金7億6,958万1千円、当年度分損益勘定留保資金4,187万円、建設改良積立金3億5千万円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,628万9千円で補填する」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款 資本的支出 第1項 建設改良費 既決予定額 7億3,330万6千円 補正予定額 5千万円 計 7億8,330万6千円

本日提出、市長名であります。

---

別冊の

補正予算説明書3ページの実施計画、8、9ページの予算説明書をお願いします。

資本的支出の

第1款 資本的支出 第1項 建設改良費 第1目 配水設備工事費 既決予定額7億2,864万4千円を5千万円増額するもので、増額の理由については、現在、国道19号線、明科歩道整備事業が、長野国道事務所において行われていますが、市では、この事業に合わせ歩道内に水道管を布設する工事を、当初、「東栄町交差点上り線歩道内布設工事」として計画していました。

計画にあたって、長野県国道事務所に事業内容の確認をした時点では、移転補償の進捗がどうなるか分からないため、当初予算要求としては、上り線のみ<sup>の</sup>事業計画になるということでしたが、下り線（長野方面）において移転補償が済んだ箇所があり、下り線の整備も同時に行う事業内容の変更が行われたため、市においてもこれに合わせる必要があり、これにより1,820万円の増額と、

国道19号線配水管布設工事の明科中川手塔<sup>とう はら</sup>の原につきまして、当初、セット区間を2年間で整備する計画でありましたが、これを単年度で実施するため3,180万円の増額補正をお願いするものです。

単年度へ変更する理由は、国道事務所との協議において、交通規制は極力少なくしてほしいとの意向があり、また、本路線は夜間工事対象路線で、このことによる経費が多額で、コストの縮減からも単年でしゅん工した方が有益であることによります。

説明は以上です。

## 議案第77号

令和2年度 安曇野市一般会計歳入歳出決算の認定について、ご説明いたします。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度安曇野市一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

本日提出、市長名でございます。

歳入からご説明をさせていただきます。決算書は、2ページ、3ページになります。事項別明細書は、10ページ、11ページからになります。なお、金額は1万円単位で、1万円未満は切り捨てとし、主な内容について申し上げます。

1款 市税です、歳入全体の21.2%を占めております。

個人市民税は給与所得納税者の増加などにより、現年度分が前年度より2,172万円増額、一方法人市民税につきましては、現年度分が特に製造業などの申告納税額の減少により、6億764万円の減額となりました。

固定資産税は新・増築家屋の増加や設備投資による償却資産の増加などにより、現年度分が6,120万円増額となりました。

また入湯税につきましては、コロナ禍による観光客、入湯客の減少、施設の休業実施等により、前年度対比-41.14% 2,667万円の減額となりました。

市税全体では、収入済み額は119億3,934万円、前年度対比-4.56% 金額にしまして5億7,005万円の減額となりました。

2款 地方譲与税は、収入済み額 4億9,466万円で前年度対比0.80%、391万円増額となりました。

以後 少し飛びます。

5款 株式等譲渡所得割交付金は株式市場取引の活況により前年度対比91.84% 2,565万円の増額となりました。

6款 法人事業税交付金は税制改正により新規創設された交付金であります。収入済み額は1億783万円です。

7款 地方消費税交付金は、収入済み額21億690万円で、前年度対比23.05% 3億9,462万円の増額となりました。

10款 地方特例交付金は、昨年度、幼児教育・保育の利用料無償化に係る財源負担として交付されました、子ども・子育て支援臨時交付金 が、令和2年度はその参入が無くなったため、前年度対比-72.06% 3億498万円の減額となりました。

11 款 地方交付税は、普通交付税の合併算定替の段階的縮減により、縮減率が7割から9割になったことにより、前年度対比-0.88% 9,700万円減額の109億3,812万円となりました。

13 款 分担金及び負担金は、収入済み額2億7,671万円で、前年度対比-42.65%、2億582万円の減額となりました。

民生費負担金のうち、保育児童保育料が令和元年10月から幼児教育・保育の利用料が無償化されたことなどにより、1億8,528万円減額となりました。

4ページ、5ページをお願いします。事項別明細書は、20ページ、21ページからになります。

15 款 国庫支出金は、収入済み額157億5,999万円、前年度対比274.22% 115億4,852万円の増額となりました。

総務費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対策として、特別定額給付金補助金、97億6,304万円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金14億1,129万円、教育費国庫補助金の公立学校情報機器整備費補助金2億2,758万円の増額などによるものです。

16 款 県支出金は、収入済み額24億1,563万円、前年度対比7.11% 1億6,036万円の増額となりました。

商工費県補助金 地域支えあいプラスワン消費促進事業補助金1億9,290万円増額などによるものです。

17 款 財産収入は、収入済み額6,703万円、前年度対比-22.65%、1,963万円の減額となりました。市有土地貸付収入の減額などによるものです。

18 款 寄附金は、収入済み額10億8,087万円、前年度対比9.72%、9,575万円の増額となりました。指定寄附であるふるさと寄附金が8,716万円の増額などによるものです。

19 款 繰入金は、収入済み額20億9,715万円、前年度対比53.36% 7億2,948万円の増額となりました。

基金繰入金で財政調整基金繰入1億7,263万円、の増額、公共施設整備基金繰入4億8,000万円の増額、ふるさと寄付基金繰入1億164万円の増額などによるものです。

21 款 諸収入は、収入済み額 26 億 3,418 万円、前年度対比 91.23% 12 億 5,665 万円の増額となりました。諸税延滞金 519 万円の増額などによるものです。

22 款 市債は、収入済み額 49 億 4,602 万円、前年度対比 5.05% 2 億 3,793 万円の増額となりました。

臨時財政対策債が前年度より、5,446 万円減額の 11 億 8,672 万円となりました。

民生債は、保育所建設関係の旧合併特例事業債及び施設整備事業債が 6 億 6,250 万円減額となり、全体では 6 億 1,230 万円減額の 1 億 5,470 万円となりました。

衛生債は、穂高広域施設組合の新ごみ処理施設建設事業に係わる旧合併特例事業債が 23 億 9,190 万円で、前年度より 10 億 9,120 万円増額となり、全体では、8 億 8,600 万円増額の 24 億 6,580 万円となりました。

また、土木債は公共事業等債の都市再生整備計画事業が繰越明許による 4,290 万円の増額となりましたが、市道新設改良事業や体育施設整備事業など旧合併特例事業債が 1 億 4,790 万円減額となるなど、全体では、1 億 3,850 万円減額の 7 億 5,610 万円となりました。

以上一般会計収入済み額の総額は、562 億 9,118 万円、前年度より 133 億 1,305 万円増額、率にして 30.98%増加いたしました。

不能欠損額は、3,700 万円で、前年度より 877 万円減額となっております。次に収入未済額ですが 4 億 6,120 万円で、前年度と比較しますと 3,842 万円減額となっております。

つづきまして、6 ページ 7 ページになります。歳出でございます。事項別明細書は、56 ページ 57 ページからになります。

1 款 議会費は、支出済み額 2 億 2,769 万円で、前年度対比 -3.68%、870 万円の減額でございます。

2 款 総務費は、支出済み額 155 億 6,137 万円で、前年度対比 183.78% 100 億 7,769 万円の増額でございます。

財政調整基金をはじめとする財政 4 基金積立金が、1 億 3,000 万円減額となりましたが、ふるさと寄付返礼品が 2,913 万円の増額、ふるさと寄付基金積立金 1 億 8,649 万円の増額に加え特別定額給付金給付事業費 97 億 6,291 万円の増額などによるものです。

翌年度繰越額は、繰越明許 113 万円で、3 項 住民基本台帳費の市民総務費でございます。

3款 民生費は、支出済み額 131 億 681 万円で、前年度対比-0.13% 1,665 万円の減額でございます。

児童福祉費の児童福祉総務費が安曇野市子育て世帯支援臨時給付などにより 19.64% 3 億 9,050 万円の増額でしたが、保育所費ハード事業 明科南認定こども園建設事業及び穂高認定こども園改修事業の終了による請負費 7 億 8,018 万円の減額などによるものです。

4款 衛生費は、支出済み額 50 億 2,814 万円で、前年度対比 30.84% 11 億 8,527 万円の増額でございます。

穂高広域施設組合新ごみ処理施設建設事業負担金が、14 億 320 万円増額などによるものです。

5款 労働費は、支出済み額 8,509 万円で、前年度対比 40.37% 2,447 万円の増額でございます。

勤労者福祉センター管理事業工事請負費 2,310 万円の増額などによるものです。

6款 農林水産業費は、支出済み額 15 億 1,143 万円で、前年度対比-5.82% 9,341 万円の減額でございます。

農業費の農業交流促進費がファインビュー室山の改修事業費と運営費合わせまして 398 万円の減額、ほりで一ゆ〜の改修事業 716 万円の減額などにより-9.19% 899 万円の減額、また林業費の林業振興費が森林造成事業費、林道危険箇所重点整備事業など 1,858 万円の減額などによるものです。

翌年度繰越額は、繰越明許 2,002 万円で、1 項 農業費の担い手・集落支援事業でございます。

7款 商工費は、支出済み額 44 億 6,133 万円で、前年度対比 177.37% 28 億 5,286 万円の増額でございます。

商工振興費のあづみ野産業団地特別会計への繰出金 4 億 2,207 万円の増額、その他新型コロナウイルス感染症対策として、制度資金貸付事業費 16 億 6,445 万円の増額、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業費 3 億 5,540 万円の増額、安曇野市プレミアム付商品券事業費 3 億 1,744 万円の増額などによるものです。

8款 土木費は、支出済み額 49 億 3,421 万円で前年度対比-8.64%、4 億 6,662 万円の減額でございます。

都市再生整備計画事業 明科駅周辺 補償金および工事請負費が繰越明許分も含め 1 億 3,700 万円の増額がありましたが、新総合体育館建設事業費 2,267 万円の減額、繰越明許分の新総合体育館建設事業設計監理委託料 6,786 万円の減額、全国都市緑化信州フェア実行委員会負担金 8,008 万円の減額などによるものです。

翌年度繰越額は、25億4,953万円でございます。うち繰越明許が24億5,735万円、事故繰越が9,217万円でございます。内訳は繰越明許が2項 道路橋梁新設改良費 の市道新設改良事業交付金分3,546万円と道路橋梁修繕事業交付金分1億4,460万円、4項 都市計画費の都市再生整備計画事業明科駅周辺分1億9,518万円、同じく4項 公園施設長寿命化事業 2,000万円、同じく新総合体育館事業 20億6,210万円でございます。

事故繰越は2項 道路橋梁新設改良費 の市道新設改良事業合併特例債分9,217万円でございます。

8ページ、9ページをお願いします。事項別明細書は178、179ページからです。

9款 消防費は、支出済み額14億9,183万円で 前年度対比 1.82% 2,673万円の増額でございます。

松本広域連合市町村負担金 常備消防分2,327万円の増額などによるものです。

10款 教育費は、支出済み額38億3,561万円で、前年度対比-4.09% 1億6,342万円の減額でございます。

学校システム管理事業費2億3,978万円の増額、繰越明許分の中学校冷房設備等整備事業工事請負費5億5,551万円の増額、また小中学校情報教育推進事業費2億8,055万円の増額などがありましたが、繰越明許分の小学校冷房設備等整備事業工事請負費7億876万円の減額、穂高南小学校外2校の施設改修事業の終了によります5億6,114万円の減額などによるものです。

翌年度繰越額は、繰越明許3,340万円でございます。内訳は2項 小学校費 明北小学校施設改修事業が2,009万円、3項中学校費 豊科南中学校施設改修事業1,330万円でございます

11款 災害復旧費は、支出済み額9,266万円で前年度対比 44.31% 2,845万円の増額でございます。

道路災害復旧費が2,503万円の増額、また林道施設災害復旧費が1,590万円の増額などによるものです。

翌年度繰越額は、繰越明許3億3,102万円で、2項 農林水産施設災害復旧費 耕地災害復旧事業でございます

12款 公債費は、支出済み額50億7,261万円で、前年度対比 -3.87% 2億424万円の減額となりました。

13款 予備費は 支出額はございません。



以上 歳出の支出済額合計は、554 億 883 万円、前年度対比 31.41% 132 億 4,242 万円の増額でございます。翌年度繰越額の合計は、29 億 3,511 万円でございます。

最後に 229 ページをお開きください。実質収支に関する調書についてご説明いたします。

歳入総額 562 億 9,118 万円、歳出総額 554 億 883 万 4 千円、歳入歳出差引額 8 億 8,235 万円、歳入歳出差引額から翌年度へ繰越すべき財源であります繰越明許費繰越額 5,754 万 9 千円と、事故繰越し繰越額 467 万 7 千円を合計しました 6,222 万 6 千円を差し引いた実質収支額は、8 億 2,012 万 4 千円の黒字決算となっております。

なお、歳入歳出差引額及び実質収支額については、歳計現金（つり銭）の紛失により 2 万円がそれぞれ不足しております。

このことにつきましてご説明いたします。

市町村の歳入歳出に関わる現金を歳計現金といい、通常は金融機関に預金されており、財務会計上の支出の手続きをすることで、振り込みや現金化が行われる形となっております。

つり銭用現金は収入済みである歳計現金の一部であるため、財務会計上の支出処理の手続きを行わず、直接現金化して担当課で管理しているものです。

今回、このつり銭が紛失したことにより、実質的に歳計現金の総額は減っていますが、財務会計上の支出の手続きをしたわけではないので、現金の変動を歳入歳出で記録する決算書では、この実質的な損害を反映することができません。

一方で、実質的な損失を補填するべく、関係職員が自主的に 2 万円を市に納め、雑収入として、財務会計上の収入の手続きを行いました。

このことにより、市の歳計現金の実質的な 2 万円の欠損は補填されました。

しかし、財務会計の手続き上、つり銭を現金化した行為は、歳出に反映していないにも関わらず、職員からの補填の 2 万円については、歳入の手続きとして決算に反映するため、決算書では 2 万円多い形となって記載されています。

財務会計の通常の手続き上、この状況を是正する方法が用意されておらず、このようなケースでは、繰越のタイミングで差分を是正することとされているため、一般会計繰越金で 2 万円を減じて令和 3 年度に繰り越しを行ったものです。

以上で説明を終わります

## 議案第78号

「令和2年度 安曇野市国民健康保険特別会計 歳入歳出決算の認定について」  
地方自治法 第233条第3項の規定により、令和2年度安曇野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

本日提出 市長名でございます。

はじめに、歳入であります。決算書は 232ページ、事項別明細書は、236ページからとなります。

なお、金額につきましては議案第78号から第80号、いずれも収入済額及び支出済額を万円単位、1万円未満切り捨てで、主な内容について申し上げます。

1 款 国民健康保険税は、収入済額19億7,493万円で、不納欠損額は1,556万円、収入未済額は2億186万円であります。

2 款 使用料及び手数料 1項の手数料は、114万円で、督促手数料であります。

3 款 国庫支出金 1項の国庫補助金は、1,333万円で、内訳は、システム整備に対する補助金が409万円、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、所得が減少した国保被保険者の国保税減免に係る補助金が、924万円であります。

4 款 県支出金 1項の県補助金は、64億8,611万円で、主な内訳は、医療費等の支払いに対する普通交付金が63億8,673万円、特定健康診査等負担金が2,579万円、

(238ページとなります。)

保険者努力支援分が4,149万円、特別調整交付金が2,310万円などであります。

5 款 財産収入は、128万円で、基金積立金利子であります。

6 款 繰入金 1項の他会計繰入金は、6億4,250万円であります。

主な内訳は、保険基盤安定事業や、財政安定化支援事業、事務費など市の負担分についての繰り入れであります。

7 款 繰越金は、6,828万円あります。

8 款 諸収入は、1億 253万円あります。主な内訳は、

1項の 延滞金及び過料が、1,793万円で、保険税の延滞金であります。

(240ページとなります。)

4項の 受託事業収入は1,369万円、後期高齢者健診に対する広域連合からの受託料であります。

6項の 雑入が、7,075万円、交通事故などに伴う、第三者行為納付金や被保険者からの返納金、療養給付費の前年度精算に伴う返還金であります。

以上によりまして、歳入合計は、収入済額で92億9,014万1,792円でございます。

続きまして、決算書234ページの 歳出となります。事項別明細書は、242ページからとなります。

1款 総務費は、支出済額3,682万円、主なものは

1項の 総務管理費は、2,842万円で、事務的経費としての一般管理費と、県の国保連合会への負担金でございます。

(244ページとなります。)

2款 保険給付費は、64億2,720万円であります。

1項の 療養諸費は、55億9,486万円で、医療費の保険者負担分として、療養給付費や柔道整復などの療養費、そして審査支払手数料となっております。

2項の 高額療養費は、7億9,187万円であります。

(246ページとなります。)

4項の 出産育児諸費は、1,729万円で、出産育児一時金43件分となっております。

(248ページとなります。)

6項の 精神諸費は、1,945万円で、障害者総合支援法による精神通院医療の受給者の自己負担分の補助でございます。

3款 国民健康保険事業費納付金は、24億7,132万円あります。

県の国民健康保険事業に要する費用に充てるため、納付するものでございます。

(250ページとなります。)

4款 保健事業費は、1億5,355万円あります。

1項の保健事業費が1,182万円で、会計年度任用職員報酬等の他、医療費通知経費、健康ポイント券配布経費などあります。

2項の特定健康診査等事業費は、1億4,173万円で、特定健診の委託料と 人間ドックの補助が主なものとなっております。

(252ページとなります。)

5款 積立金は、3,628万円で、国民健康保険支払準備基金への積み立てであります。

7款 諸支出金は、8,602万円であります。

主なものは、保険税の還付金及び加算金、療養給付費償還金であります。

(254ページとなります。)

以上によりまして、歳出合計は、支出済額92億1,121万5,306円でございます。

続きまして、257ページの「実質収支に関する調書」となります。千円単位となりますが、歳入総額が92億9,014万1千円、歳出総額が92億1,121万5千円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は、7,892万6千円となりまして、翌年度に繰り越すこととなります。

議案第78号は 以上でございます。

## 議案第79号

「令和2年度 安曇野市後期高齢者医療特別会計 歳入歳出決算の認定について」  
地方自治法 第233条第3項の規定により、令和2年度安曇野市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

本日提出 市長名でございます。

はじめに、歳入であります。決算書は260ページ、事項別明細書は、264ページからとなります。

1款 後期高齢者医療保険料の収入済額は、9億8,570万円、不納欠損額は25万円、収入未済額が、420万円であります。

2款 使用料及び手数料 1項 手数料は、10万円で、督促手数料であります。

3款 国庫支出金 1項 国庫補助金は、34万円で、システム改修費に係る補助金であります。

4款 繰入金は2億8,438万円、一般会計からの繰入であります。  
主なものは、保険基盤安定繰入金、2億4,701万円であります。

5款 繰越金は、2,794万円あります。

6款 諸収入は、34万円、主なものは、延滞金及び保険料還付金であります。

(266ページとなります。)

以上、歳入合計 収入済額は、12億9,883万598円でございます。

続きまして、決算書262ページの歳出となります。事項別明細書は268ページとなります。

1款 総務費は、支出済額643万円、一般管理費や保険料の徴収に係る事務的経費であります。

2款 後期高齢者医療広域連合納付金は、12億6,640万円。  
保険料及び事務費、基盤安定に係る負担金であります。

3款 諸支出金は31万円、主なものは、保険料の還付金であります。

(270 ページとなります。)

以上、歳出合計の支出済額は、12 億 7,315 万 1,968 円でございます。

続きまして、273 ページの実質収支に関する調書となります。千円単位となりますが、歳入総額が 12 億 9,883 万円、歳出総額が 12 億 7,315 万 1 千円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は、2,567 万 8 千円であります。

議案第79号は 以上でございます。

議案第80号

「令和2年度 安曇野市介護保険特別会計 歳入歳出決算の認定について」

地方自治法 第233条第3項の規定により、令和2年度安曇野市介護保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

本日提出市長名でございます。

はじめに歳入からご説明いたします。

決算書は276ページ、事項別明細書は、280ページからとなります。

1款 介護保険料は、収入済額 20億8,020万円、不納欠損額は127万円、収入未済額は1,224万円であります。

2款 使用料及び手数料は、収入済額 27万円であります。

3款 国庫支出金は、22億369万円であります。主なものは介護給付に対する国庫負担金が、15億8,814万円のほか、国庫補助金が6億1,555万円、高齢化率等を考慮して交付される調整交付金などがございます。

(282ページの)

4款 支払基金交付金は、24億6,083万円、2号被保険者の保険料であります。

5款 県支出金は、13億2,726万円、1項の介護給付費に対する県負担金が12億6,655万円、2項県補助金は6,072万円で、地域支援事業交付金であります。

6款 サービス収入は、2,041万円、介護予防サービス計画費収入であります。

7款 財産収入は、166万円、支払い準備基金積立金の利子であります。

8款 繰入金は、13億937万円、一般会計からの繰入金であります。

(284ページをお願いします。)

9款 繰越金は、1億4,459万円、前年度からの繰越金であります。

10款 諸収入は、85万円、第3者納付金などあります。

以上によりまして、歳入合計は、収入済額で95億4,912万3,992円でございます。

続きまして、決算書の278ページ、歳出をご説明いたします。事項別明細書は286ページからとなります。

1款 総務費は、支出済額8,695万円であります。

主なものは1項総務管理費のほか、3項 介護認定審査会費は、認定調査員の報酬及び、松本広域連合認定審査会への負担金等で6,891万円となっております。

(288ページとなります。)

2款 保険給付費は、87億2,718万円であります。

主なものは

1項 介護サービス等諸費が、82億6,180万円であります。

そのほか、

3項 高額介護サービス等費が、1億8,115万円、

4項 特定入所者介護サービス等費が、2億5,055万円、これは施設入所者への低所得者対策として、食費等の負担限度額を超えた分を給付したものでございます。

5項 高額医療合算介護サービス等費が、2,536万円であります。

3款 地域支援事業は、4億2,275万円であります。

(290ページにわたります。)

1項 介護予防事業は、1,259万円、一般介護予防事業における委託料等であります。

2項 包括的支援事業・任意事業費は、9,274万円、地域包括支援センターで行われる事業や地域包括ケア推進事業等でございます。

(292ページ)

3項 介護予防・日常生活支援総合事業は、3億1,532万円、総合事業に関する介護予防生活支援サービス事業の負担金等でございます。

(294ページとなります。)

4款 介護サービス事業費は、1,847万円、要支援者のケアプラン作成委託料であります。



5款 基金積立金は、8,974万円でございます。

6款 公債費の支出額はございません。

(296ページとなります。)

7款 諸支出金は、5,764万円、償還金及び還付加算金で、新型コロナウイルス感染症に係る減免等の介護保険料の還付金や、国庫負担金等を翌年度精算して超過交付分を返還したものなどであります。

以上によりまして、歳出合計は、支出済額で94億273万7,547円でございます。

続きまして299ページの「実質収支に関する調書」となります。千円単位となりますが、歳入総額が95億4,912万3,000円、歳出総額が94億273万7,000円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は1億4,638万6,000円となり、翌年度に繰り越すこととなります。

議案第78号から80号の説明は以上でございます。

山林財産区特別会計5件について、説明をさせていただきます。

#### 議案第81号

令和2年度 安曇野市上川手山林財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度安曇野市上川手山林財産区特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

本日提出、市長名です。

決算書 302～303ページをお願いいたします。

歳入1款1項 財産運用収入の収入済額は1,328,419円で、土地貸付収入及び基金利子となります。

2款1項 繰越金の収入済額は 1,575,085円です。

歳入合計は、収入済額 2,903,504円となります。

続きまして、歳出を説明いたします。

決算書の304～305ページをご覧ください。

1款1項 総務管理費は、支出済額1,653,436円で管理会の委員報酬、事務事業委託料、基金積立金等であります。

2款及び3款の支出は無く、  
歳出合計は、支出済額1,653,436円であります。

続いて、310～311ページをお願いいたします。  
歳入歳出差引残額は、1,250,068円となりました。  
なお、繰越等はございません。

次に議案第82号

令和2年度 安曇野市北の沢山林財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度安曇野市北の沢山林財産区特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

本日提出、市長名です。

決算書 314～315ページをお願いいたします。

歳入から説明いたします。

1款1項 財産運用収入の収入済額は 70,067円で、土地貸付収入及び基金利子となります。

2款1項 繰越金は 999,711円です。

歳入合計は、収入済額1,069,778円であります。

続きまして、歳出を説明いたします。

決算書の316～317ページをご覧ください。

1款1項 総務管理費は、支出済額 644,747円で、案内看板の設置工事費及び、基金積立金等であります。

歳出合計は、支出済額 644,747円であります。

続いて、322～323ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額は 425,031円となります。

なお、繰越等はございません。

議案第83号

令和2年度 安曇野市有明山林財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度安曇野市有明山林財産区特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

本日提出、市長名です。

決算書 326～327ページをお願いいたします。

歳入から説明いたします。

1款1項 分担金の収入済額は 236,000円で、管理費分担金です。

2款1項 財産運用収入は 66,236円で、基金利子及び土地貸付収入になります。

3款1項 繰越金は 902,057円です。

歳入合計は、収入済額1,204,293円であります。

続きまして、歳出を説明いたします。

決算書の328～329ページをご覧ください。

1款1項 総務管理費は、支出済額 580,982円で、管理会保険料、基金積立金等であります。

歳出合計は、支出済額 580,982円であります。

続いて、334～335ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額は 623,311円となりました。

なお、繰越等はございません。

議案第84号

令和2年度 安曇野市富士尾沢山林財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度安曇野市富士尾沢山林財産区特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

本日提出、市長名です。

決算書 338～339ページをお願いいたします。

歳入から説明いたします。

1款1項 分担金の収入済額は 315,000円で、管理費分担金です。

2款1項 財産運用収入は 7,974円で、基金利子になります。

3款1項 繰越金は 690,514円です。

歳入合計は、収入済1,013,488円であります。

続きまして、歳出を説明いたします。

決算書の340～341ページをご覧ください。

1款1項 総務管理費は、支出済額が 400,790円で、案内看板の設置工事費、保険料、基金積立金等であります。

歳出合計は、支出済額 400,790円であります。

続いて、346～347ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額は 612,698円となりました。

なお、繰越等はございません。

議案第85号

令和2年度 安曇野市穂高山林財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度安曇野市穂高山林財産区特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

本日提出、市長名です。

決算書 350～351ページをお願いいたします。

歳入から説明いたします。

1款1項分担金の収入済額は 290,700円で、管理費分担金です。

2款1項財産運用収入の収入済額は 6,298円で基金利子となります。

3款1項 繰越金は 722,027円です。

歳入合計は、収入済額1,019,025円であります。

続きまして、歳出を説明いたします。

決算書の352～353ページをご覧ください。

1款1項 総務管理費は、支出済額 544,114円で、案内看板の設置工事費、保険料、基金積立金等であります。

歳出合計は、支出済額 544,114円であります。

続いて、358～359ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額は 474,911円となりました。

なお、繰越等はございません。

説明は以上でございます。

## 議案第86号

令和2年度 安曇野市産業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度安曇野市産業団地 造成事業特別会計 歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

本日提出、市長名でございます。

別冊の決算書により説明させていただきます。事項別明細書366、367ページをご覧ください。

歳入でございます。2款繰入金は、4億2,254万9千円、一般会計からの繰入金であります。

3款繰越金129,112円、前年度の繰越金であります。

4款市債6億2,780万円、地域開発事業債であります。

歳入合計収入済額は、10億5,047万8,112円です。

次に368、369ページをご覧ください。歳出になります。

あづみ野産業団地拡張事業に伴う設計監理・工事請負費、公有財産購入費等が主な事業費であります。

主な内容は、

12節 委託料1,516万8,668円

14節 工事請負費2億9,076万3千円

16節 公有財産購入費4億2,503万4,980円

21節 補償補填及び賠償金1,491万8,537円が主な歳出となります。

歳出合計支出済額は、7億4,689万6,762円です。

371ページをご覧ください。実質収支に関する調書でございます。歳入総額10億5,047万8千円、歳出総額7億4,689万6千円で、歳入歳出差引額3億358万1千円、翌年度へ繰越すべき財源事故繰越し 繰越額3億350万1千円で、実質収支額は8万円でございます。

説明は以上であります。

## 議案第87号

令和2年度安曇野市有明荘特別会計歳入歳出決算の認定について説明を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度 安曇野市有明荘 特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

本日提出、市長名でございます。

それでは、別冊の決算書により説明させていただきます。事項別明細書378、379ページをご覧ください。

歳入でございます。

1款 繰入金、663万1千円 一般会計からの繰入金です。

3款 繰越金8,291円、前年度繰越金でございます。

歳入合計収入済額は、663万9,291円であります。

次に事項別明細書380、381ページをご覧ください。

1款施設事業費で、主な内容につきましては、10節需用費 施設修繕費159万3,280円で、施設老朽化に伴う修繕費です。

13節借地料148万5,700円は有明荘敷地の借地料として中部森林管理局への支払いでございます。

14節工事請負費53万6,800円につきましては、照明機器のLED化工事であります。

17節備品購入費192万9,400円につきましては、業務用冷蔵庫及びエアコンの老朽化に伴い購入しております。

歳出合計支出済額は、663万3,584円です。

383ページをご覧ください。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額663万9千円、歳出総額663万3千円、歳入歳出差引額及び実質収支額とも5千円となっております。

説明は以上であります。



## 議案第88号

令和2年度安曇野市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和2年度安曇野市水道事業剰余金処分計算書のとおり、利益の処分について議会の議決を求めるとともに、同法第30条第4項の規定により、令和2年度安曇野市水道事業会計決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

本日提出 市長名でございます。

別冊の水道事業決算書によりご説明いたします。令和2年度安曇野市水道事業会計決算書 安曇野市下水道事業会計決算書をご用意いただければと思います。

説明にあたり、万円未満切捨てとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

水道事業決算書の2ページ、3ページをお願いいたします。ここでの金額は消費税を含んだ額となります。

1 収益的収入及び支出で、(1)収入の、第1款 水道事業収益は、23億3,502万円、(2)支出の、第1款 水道事業費用は、17億9,951万円であります。

続きまして、2の資本的収入及び支出であります。(1)収入の、第1款 資本的収入は2億5,802万円、主に1項企業債は、8,300万円、3項補助金は、2,427万円で、豊科明科地域整備事業国庫支出金、4項出資金は、2億7,390万円で、一般会計出資金 豊科明科地域整備事業合併特例債であります。

次に、(2)支出の第1款

資本的支出は、17億7,391万円、1項建設改良費は、11億8,690万円で、主には、導・配水管の布設替え工事及び明科第2水源地改修工事で、4年間の継続費で実施してまいりました豊科明科地域整備事業工事は令和2年度ですべて完成となりました。

2項企業債償還金は、5億8,701万円で、元金の償還であります。

次、3ページの欄外でございますが、資本的収入額が、資本的支出額に不足する額15億1,589万円につきましては、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金、建設改良積立金、及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で、補填しております。

4 ページをお願い致します。ここからは経営状況を明らかにするための財務諸表で、決算額は消費税を除いた額となります。

1 営業収益は 17 億 6,549 万円、2 営業費用は 16 億 1,509 万円となり、営業収益から営業費用を引いた、営業利益は 1 億 5,039 万円となりました。3 営業外収益は、4 億 2,206 万円、次、5 ページの 4 営業外費用は 1 億 2,192 万円となった結果、営業収益と営業外収益を足した収益から、営業費用と営業外費用を足した費用を引いた、経常利益は、4 億 3,067 万円となりました。

当年度純利益であります。前年度に比べ

4,619 万円増加し、4 億 3,067 万円の黒字となりました。増加の主な要因は、年間給水量が電子機器製造業などの企業により増加したことによります。また当年度未処分利益剰余金は、7 億 8,157 万円となりました。

次に、6 ページ、7 ページの剰余金計算書をお願い致します。

先ほどの令和 2 年度末の未処分利益剰余金、7 億 8,157 万円の内 7 億 8,067 万円については、6 ページ、下段にあります。令和 2 年度安曇野市水道事業剰余金処分計算書（案）により処分したく、議会の議決をお願いする内容であります。処分とは、その剰余金を今後どのように活用するかということであります。

処分類 7 億 8,067 万円の内訳でございますが、水道ビジョンによる、今後の建設改良工事の財源とするため、4 億 3,067 万円を建設改良積立金に積み立てます。

また、令和 2 年度補てん財源とした積立金を、資本金へ戻すため 3 億 5,000 万円を資本金へ組入れを行い、処分後の残高 90 万円を翌年度に繰り越すという内容でございます。

8 ページからが貸借対照表であります。資産合計は、261 億 9,159 万円、負債合計は、115 億 6,192 万円、資本合計は、146 億 2,966 万円、負債と資本の合計は、261 億 9,159 万円となり、8 ページの資産合計と同額となるものでございます。

令和 2 年度、負債は企業債償還により前年度比 10 億 2,971 万円減少し、また前年度決算で取り崩した建設改良積立金と一般会計出資金を資本金に組み入れたため、前年度に比べ資本金は増加しました。

10 ページ以降は、決算事業報告、業務の決算比較、財務諸表の内容をお示しするための資料でございます。

## 議案第89号

令和2年度安曇野市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、

地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和2年度安曇野市下水道事業剰余金処分計算書のとおり、利益の処分について議会の議決を求めるとともに、同法第30条第4項の規定により、令和2年度安曇野市下水道事業会計決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

本日提出 市長名でございます。

安曇野市下水道事業決算書の40ページ、41ページをお願いいたします。

1 収益的収入及び支出で、(1) 収入の、第1款下水道事業収益は、43億5,396万円、(2) 支出の、第1款 下水道事業費用は、37億2,907万円であります。続きまして、2の資本的収入及び支出であります。(1) 収入の、第1款資本的収入は8億1,990万円、1項企業債は、4億8,060万円で、公共下水道事業・特定環境保全公共下水道・流域下水道事業分、また資本費平準化債として3億6,210万円借り入れております。

次に、(2) 支出になります。資本的支出は、25億1,943万円、1項 建設改良費は、1億2,879万円で、主には流域下水道事業建設負担金であります。2項 企業債償還金は、23億9,063万円で、定時の元金償還であります。

次に、41ページの欄外に記載のとおり、資本的収入額が、資本的支出額に不足する額16億9,953万円につきましては、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金、減債積立金で補填しております。

42ページをお願い致します。損益計算書であります。

1 営業収益は16億6,760万円、2 営業費用は30億1,422万円となり、営業損失は13億4,661万円となりました。3 営業外収益は、25億2,128万円、4の営業外費用は、5億4,594万円となった結果、経常利益は、6億2,872万円となりました。当年度純利益であります。前年度に比べ、8,118万円減少しましたが、6億2,872万円の黒字となりました。また当年度未処分利益剰余金は、13億3,879万円あります。

次に、44・45ページの、剰余金計算書をお願いいたします。

先ほどの、令和2年度末の未処分利益剰余金、13億3,879万円の内13億3,860万円を、下段の表、令和2年度安曇野市下水道事業剰余金処分計算書（案）により処分したく、議決をお願いする内容であります。処分額 13億3,860万円の内訳でございますが、今後の企業債償還に充てるため減債積立金へ6億2,870万円を積立、令和2年度補てん財源とした積立金7億990万円を、資本金へ戻すための組入れを行い、処分後の残高19万円を翌年度に繰り越すという内容でございます。

46ページからが貸借対照表であります。資産合計は、605億3,602万円、負債合計は、516億5,360万円、資本合計は、88億8,241万円、負債と資本の合計は、605億3,602万円となります。

48ページ以降は、決算事業報告、業務の決算比較、財務諸表の内容をお示した、決算資料でございます。

#### 議案第90号

市道の廃止について、ご説明いたします。

道路法第10条第1項の規定により、下記のとおり市道路線を廃止したいので議会の議決を求めるものです。

本日提出 市長名 でございます。

別紙（1ページ）の市道廃止路線調書をご覧いただきたいと思います。

今回の廃止路線は1路線でございます。

路線の位置につきましては、2ページの廃止路線位置図をご覧いただきたいと思えます。

この度廃止する市道豊科1086号線は、地元区の農業団体が農道として整備したい申し出があることから、現地を確認したところ沿線の利用状況、道路幅員等農道として管理することが適当と認められることから市道廃止を行うものであります。

以上であります。

#### 議案第91号

市道の認定について、ご説明いたします。

道路法第8条第2項の規定により、下記のとおり市道路線を認定したいので、議会の議決を求めるものです。

本日提出 市長名 でございます。

別紙（1ページ）の市道認定路線調書をご覧いただきたいと思います。

今回の認定路線は1路線でございます。

路線の位置につきましては、2ページの認定路線位置図をご覧いただきたいと思えます。

この度市道認定したい三郷5063号線は、合併前の旧三郷村時代に開発された分譲地内の「既存道路」で、地元からの要望とともに市道認定基準に関する要綱に合致し、市道として管理していく必要があることから市道認定するものであります。

以上であります。